

添付法令資料 2 :

韓国国民の刑事裁判参与に関する法律 (目次)
2017年7月26日法律第14839号により一部改正 同日施行

- 第1章 総則 (第1条ないし第4条)
 - 第2章 対象事件及び管轄 (第5条ないし第11条)
 - 第3章 陪審員
 - 第1節 総則 (第12条ないし第15条)
 - 第2節 陪審員の資格 (第16条ないし第21条)
 - 第3節 陪審員の選定 (第22条ないし第31条)
 - 第4節 陪審員の解任等 (第32条ないし第35条)
 - 第4章 国民参与裁判の手續
 - 第1節 公判の準備 (第36条及び第37条)
 - 第2節 公判手續 (第38条ないし第45条)
 - 第3節 評議・評決・討議及び判決宣告 (第46条ないし第49条)
 - 第5章 陪審員等の保護のための措置 (第50条ないし第53条)
 - 第6章 研究組織 (第54条及び第55条)
 - 第7章 罰則 (第56条ないし第60条)
- 附則